

生活支援サービス 契約書

(非 終 身)

株式会社学研ココファン(以下「甲」という)と入居者 (以下「乙」という)とは、サービス付き高齢者向け住宅「(仮称)ココファン東新小岩」(以下「本建物」という)における、状況把握サービス、生活相談サービス、その他高齢者が日常生活を営むために必要なサービス(以下「生活支援サービス」という)の提供について、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲は、本建物に関する甲乙間の 年 月 日付「普通建物賃貸借契約書」(以下「本件賃貸借契約」という)に基づき本建物に入居する乙に対して、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第3条のサービス料金を甲に支払うことを約す。

第2条 (生活支援サービス)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、「生活支援サービス契約重要事項説明書」に記載する。

基本 39,600 円 (2人入居の場合 45,100 円)

第3条 (サービス料金)

1 基本サービス料金は、月額 円(税込)とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

2 乙によるサービス料金の支払い時期・方法については、第5条に定める。

第4条 (サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により、サービス料金が不相当になった場合には甲乙協議のうえで、サービス料金を変更することが出来る。

第5条 (サービス料金の支払い)

第3条の料金について、甲は明細を付して前月20日までに乙に請求し、乙は、請求月の27日(当日が金融機関休業日にあたる場合はその翌営業日)に甲へ自動引き落としで支払う。

第6条 (有効期間)

- 1 本契約は、甲乙間の本件賃貸借契約が存続する期間中、有効に存続するものとする。
- 2 本契約は、甲乙間の本件賃貸借契約が終了したとき、直ちに当然に終了する。
- 3 甲及び乙は、甲乙間の本件賃貸借契約と別に、本契約のみを終了させることはできない。

第14条(合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し甲・乙・連帯保証人が記名押印の上、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲)

<住 所> 東京都品川区西五反田二丁目 11 番 8 号

<氏 名> 株式会社学研ココファン

代表取締役 森 猛 (印)

(乙) ※利用者

<住 所>

<氏 名> (印)

乙(借主)との同居人

<氏 名>

(借主との続柄等)

(丙) ※連帯保証人

<住 所>

<氏 名> (印)

<極度額> サービス料金の8か月分相当額

(注) 家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合、連帯保証人欄への署名・押印は、不要となります。

5. 家賃債務保証業者の提供する保証

家賃債務保証業者の提供する保証	所在地: 〒 商号(名称): 電話番号: 家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣()第 号
-----------------	---